平成２３年（フ）第２１４３号
名古屋市東区百人町37番地　鶴井マンション501号
債務者　舩越　大祐
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９９号
兵庫県加古川市加古川町寺家町239番地の10
債務者　中野　武人
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２９号
和歌山県新宮市佐野３丁目９番４号
債務者　不動地節夫
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第８２２号
福岡市中央区小笹４丁目12番12―605号
債務者　米澤まゆみ
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８５０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原746番地９
債務者　中ノ内奈緒美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１５１号
福岡県宗像市徳重１丁目21番25―205号
債務者　浜崎　政浩
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１５２号
福岡県宗像市くりえいと２丁目４番12号ピュアハイツＣ棟202号
債務者　藤川　美架（旧姓浜崎）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３０９号
福岡市城南区片江２丁目14番19―803号
債務者　蓑田　和明
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５２９号
福岡市早良区室見１丁目５番９―207号
債務者　吉冨　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５３１号
福岡県大野城市上大利２丁目17番５―501号第２筑水ビル
債務者　田嶋　博成
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５３２号
福岡県大野城市上大利２丁目17番５―501号第２筑水ビル
債務者　田嶋　恭子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５６７号
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1442番地サンビレッジ須恵Ｃ101号
債務者　坂本　　孝
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６０８号
福岡県筑紫野市大字天山539番地２　鬼木アパート201号
債務者　土屋　孝次
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６０９号
福岡県筑紫野市大字天山539番地２　鬼木アパート201号
債務者　土屋　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６３９号
福岡県筑紫郡那珂川町大字上梶原943番地17
債務者　久保　隆一
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６７９号
福岡市城南区片江２丁目14番19―803号
債務者　蓑田　邦子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６８０号
福岡市城南区南片江６丁目21番11―202号
債務者　前田　実沙
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７１９号
福岡県筑紫郡那珂川町中原４丁目100番地１サンドルフ博多南Ａ―102号
債務者　執行　克己
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部